

令和6年度第1回
大阪市都市計画審議会
会議録

日 時 令和6年7月31日（水）
午前10時00分
場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会特別委員会室

令和6年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 令和6年7月31日(水) 午前10時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会特別委員会室

○議 題 議第295号 「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」(梅田一丁目中央地区)
(広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約による意見聴取)

議第296号 「大阪都市計画道路の変更について」(3・1・64号大阪駅前線)

議第297号 「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」(第4号線)
(広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約による意見聴取)

議第298号 「大阪都市計画公園の変更について」(2・2・264号日本橋公園)

○出席委員 25名(欠は欠席者)

会 長	橋爪 紳也	委 員	高山 美佳
会長職務代理者	岡井 有佳		東 貴之
委 員	欠 宇都宮 浄人		山田 かな
	大庭 哲治		今村 直人
	岡田 昌彰		大橋 一隆
	小川 亮		伊藤 亜実
	加我 宏之	欠	吉見 みさこ
	小谷 真理		山本 智子
	上善 恒雄		森 慶吾
	高岡 伸一		辻 義隆

欠 田中 晃代
田村 匡
中嶋 節子
鍋島 美奈子
松島 格也

荒木 肇
南 隆文
田中 ひろき

開会 午前10時00分

○幹事（細見） それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和6年度第1回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の細見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげます。携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いします。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々の異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市会議員の順にご紹介させていただきます。

大阪公立大学研究推進機構特別教授並びに大阪公立大学観光産業戦略研究所長で本審議会会長の橋爪委員でございます。

立命館大学理工学部教授で本審議会会長職務代理の岡井委員でございます。

京都大学経営管理大学院准教授の大庭委員でございます。

近畿大学理工学部教授の岡田委員でございます。

大阪公立大学大学院経済学研究科教授の小川委員でございます。

大阪公立大学大学院農学研究科教授の加我委員でございます。

同志社大学政策学部准教授の小谷委員でございます。

大阪電気通信大学建築・デザイン学部教授の上善委員でございます。

近畿大学建築学部教授の高岡委員でございます。

大阪成蹊大学経営学部教授の田村委員でございます。

京都大学大学院人間・環境学研究科教授の中嶋委員でございます。

大阪公立大学大学院工学研究科教授の鍋島委員でございます。

京都大学防災研究所特定教授の松島委員でございます。

続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。

高山委員でございます。

東委員でございます。

山田委員でございます。

今村委員でございます。

大橋委員でございます。

伊藤委員でございます。

山本委員でございます。

森委員でございます。

辻委員でございます。

荒木委員でございます。

南委員でございます。

田中委員でございます。

なお、学識経験者のうち、宇都宮委員、田中委員、市会議員のうち吉見委員におかれましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、今年度1回目の審議会でございますので、開催にあたりまして高橋副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長（高橋） 副市長の高橋でございます。本日、令和6年度の第1回大阪市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、平素から大阪市政の推進、また大阪の都市計画行政にあたりまして、ご尽力賜っておりますこと、改めてお礼申し上げます。

さて、2025年大阪・関西万博の開幕まで、あと250日余りとなりました。さらなる機運醸成や円滑な来場者輸送、また未来社会を感じる先進技術の導入など、万博の成功に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

本市のまちづくりにおきましては、国際観光拠点の形成をめざします夢洲のほか、中之島地区では6月末に未来医療国際拠点・中之島クロスが開業し、また、本年9月には

うめきた2期地区が先行まちびらきいたします。御堂筋やなんば駅周辺では人中心の道路空間の再編を行っております、令和7年の3月にはなんば広場全体が完成いたします。

また、本日ご審議いただきます大阪公立大学新キャンパスを先導役としました大阪城東部地区でありますとか、北陸新幹線、またリニア中央新幹線を見据えた広域交通ターミナルの実現をめざします新大阪駅周辺地域など、万博後の大阪・関西のさらなる成長に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

これらの拠点形成に加えまして、大阪都心部を南北につなぎますなにわ筋線などの鉄道整備でありますとか、淀川左岸線2期・延伸部などの高速道路など、まちづくりを支える都市インフラの整備を進め、都市基盤整備と民間開発が一体となった官民連携によるまちづくり、これを進めてまいります。

都市計画は、これらのまちづくりの基本となる大変重要なものでございます。委員の皆様方におかれましては、様々な角度から専門的かつ忌憚のないご意見、ご審議賜りますようお願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（細見） ありがとうございます。

委員の皆様には大変恐縮ではございますが、高橋副市長は別途公務のため、この場を退席させていただきます。どうぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。

計画調整局長の山田幹事でございます。

同じく計画調整局計画部長の荒木幹事でございます。

それと私、都市計画課長の細見でございます。よろしくお願いいたします。この3人が幹事をいたしております。

それでは、審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本審議会は、原則ペーパーレスで実施させていただいております。資料をダウンロードされていない委員の方におかれましては、メールボックスを開いていただき、事前に事務局からお送りしましたメールのほうに記載のURLをクリックしていただけますでしょうか。

URLをクリックしますと、ブラウザもしくはドロップボックスのアプリが起動し、

ファイルが表示されます。ご不明な場合は、お近くの職員にお声がけいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ファイルに書類番号を付しておりますので、あらかじめダウンロードしていただいた委員の方々も一緒に確認のほうをお願いします。

書類番号1「会議次第」、書類番号2「委員名簿」、書類番号3「大阪市都市計画審議会関係資料集」、書類番号4「都市計画審議会等説明資料」、そして本日も審議いただきます予定の書類番号5「議第295号議案書」、書類番号6「議第295号参考資料（協議経過）」、書類番号7「議第296号議案書」、書類番号8「議第297号議案書」、書類番号9「議第298号議案書」、以上9点ございます。おそろいでしょうか。

それでは、本日は、新たに委員となられた方が多数おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会などにつきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

都市計画審議会及び都市計画決定権限についてご説明いたします。

書類番号の4、都市計画審議会等説明資料、こちらのほうをご覧ください。こちらで説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては都市計画審議会を必ず置くということになっており、本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足いたしました。また、都市計画決定権限につきましても、道路や公園等の都市基盤施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業、用途地域等の地域地区など、大部分が指定都市に属しているところでございます。

本市におきましては、令和3年に施行された大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例に基づき、府市一体で広域的なまちづくりや交通基盤の整備等を進めるため、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約を大阪府と締結し、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務につきましては大阪府に委託されております。

3ページの都市計画決定権限一覧表をご覧ください。

「うち府へ事務委託」という欄に丸印のあるものが大阪市から大阪府に事務委託された都市計画で、「指定都市決定」欄及び「市町村決定」欄に丸印のあるものが大阪市都市計画審議会の議を経て大阪府が決定する内容となっております。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてです。

説明資料の4ページ、5ページの「都市計画決定の手続き」をご覧ください。

4ページの都道府県が定める都市計画につきましては、この場での説明は省略させていただきます。

5ページのほうをご覧ください。

(2-1)と(3)、こちらは大阪市が定める都市計画手続きの流れです。まず、公聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講じた上で都市計画案を作成し、公衆縦覧や意見書の受付を経た後、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認をいただきます。その後、府知事との協議を行い、都市計画として決定あるいは変更することとなります。

(2-2)が先ほどご説明しました大阪府へ事務委託する都市計画手続きの流れです。府知事は、都市計画の案を作成した後、市長に意見を聞くこととなっております。市長は、府知事に意見を回答するにあたり、本審議会の意見を聴取させていただきます。公衆縦覧や意見書の受付を経た都市計画の案は、府都市計画審議会に付議され、同審議会には市長から府知事に回答した意見も提出されます。その後、同審議会のご承認及び所定の手続きを経て、府知事が都市計画を決定あるいは変更することとなります。

なお、委託した都市計画を府都市計画審議会で審議する場合は、市都市計画審議会の委員のうち、市会議員の方3名が府都市計画審議会の臨時委員として府知事から任命されることとなります。

ただ今ご説明いたしました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令により、それぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、議第295号から298号につきましては、28名中25名の委員の方々がご出席されておりますので、大阪府都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、橋爪会長にお願いしたいと存じます。

○橋爪会長 それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様にもご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第9条の規定により、田村委員と高山委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第295号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第296号「大阪都市計画道路の変更について」、議第297号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更について」、議第298号「大阪都市計画公園の変更について」であります。

まず、議第295号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」及び議第296号「大阪都市計画道路の変更」から審議してまいります。なお、このうち議第295号につきましては、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約に基づき、大阪市長が大阪府知事へ意見を回答するにあたり、あらかじめ本審議会の意見を聞くものであります。

では、内容につきまして、幹事から説明を願います。

○幹事（荒木） 幹事の荒木でございます。よろしくお願いたします。

議第295号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」及び議第296号「大阪都市計画道路の変更」については、相互に関連しておりますので、一括して私のほうからご説明させていただきます。

書類番号5から7の議案書及び参考資料の内容について、前のスクリーンでご説明させていただきます。

まず、梅田一丁目中央地区及び大阪駅前線の位置や現況についてご説明いたします。

梅田一丁目中央地区は、西日本最大のターミナルであるJR大阪駅の南側、ダイヤモンド地区と呼ばれる広幅員の幹線道路に囲まれた地区の中心部に位置しており、複数の鉄道駅に近接した交通利便性が極めて高い地区でございます。周辺は、超高層ビルが建ち並ぶビジネス街であるとともに、ホテル、商業施設等の都市機能が集積する複合市街地となっております。地区内の建物は地下街で接続されております。

土地利用の現況といたしましては、もともと大阪マルビルが立地しておりましたが、現在は解体工事が進められております。

用途地域は商業地域に指定されており、指定容積率は1,000%、指定建ぺい率は80%となっております。また、大阪駅前線は、大阪駅と国道1号、2号、御堂筋などの複数の主要道路をつなぐ幹線街路でございます。

また、本地区は、地図上に赤く囲んでおります都市再生緊急整備地域として定められた大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域内に位置しています。本地区は、都市再生緊急整備地域のうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に指定される、緑

色で囲んでおります特定都市再生緊急整備地域内にあり、この地域整備方針において、大阪・関西のみならず国土の発展、成長をけん引する国際競争力を備えた拠点を形成することなどが掲げられております。

今回の計画につきましては、これらの地域整備方針の実現に向け、高質な宿泊機能、にぎわいを創出する文化機能等の導入やイノベーション拠点の形成等、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、梅田一丁目中央地区を都市再生特別地区に追加し、都市の再生に貢献しようとするものでございます。

あわせて、安全で快適なゆとりある歩行者空間を確保し、周辺エリアとの回遊促進や沿道と一体となったにぎわい空間の創出を図るため、都市計画道路3・1・64号大阪駅前線を変更しようとするものでございます。

次に、都市計画案の策定に至るまでの主な協議経過をご説明いたします。

まず、令和4年11月に事業者から大阪府に対し、都市計画の手法を活用した建替えを検討したいとの申出及び事業計画案の提示がございました。事業計画案の内容といたしましては、容積率の最高限度を2,000%とし、都市機能の導入としてハイグレードホテル等の整備、にぎわい空間の創出として周辺エリアとのにぎわいを連続する広場の整備、歩行者空間の再整備として敷地東側・西側道路の車道削減、歩道拡幅などを行うといった内容でございました。

大阪府において、これらの事業計画案につきましては、都市機能の整備内容、運営内容の具体化、ダイヤモンド地区全体から見た歩行者空間再整備の検討、環境・防災対策の充実といった観点でさらなる検討を求め、事業者と継続して協議を行うことといたしました。

その後、協議を経て、令和5年9月に事業者から大阪府に対し、修正された事業計画案の提示がありました。その内容としては、都市機能の導入として国際的なイノベーション拠点の整備・運営計画の提示など、歩行者空間の再整備として東西地下通路接続部と近接して西梅田駅の新改札口の設置など、にぎわい創出の取組として周辺エリアの広場等と連携したにぎわい創出の取組、観光・交通の拠点形成として空港バス発着所の再整備などといったことが新たに提示されました。

大阪府において、これらの事業計画案につきましては、都市機能間の連携の説明、道路空間再整備の維持管理の考え方、整備後のイメージの提示といった観点でさらなる検討を求め、事業者と継続して協議を行うことといたしました。あわせて、大阪市都市景

観委員会デザイン部会において、建築計画に関する都市景観についても並行して協議しており、都市景観に関する協議等を踏まえた計画であることを確認しました。

以上の協議を経て、令和5年12月に事業者から大阪府に対し、これまでの検討要請を踏まえた事業計画案の提示がございました。

大阪府としては、高質な宿泊機能とにぎわいを創出する文化機能の導入、国際的なイノベーション拠点の形成、地下から地上のにぎわいを連続する立体結節空間を備える人中心の空間整備、防災・環境面への配慮を行うといった事業計画案を高く評価し、その内容が都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針にも合致することから、都市再生特別地区の都市計画案を作成するに至った次第でございます。

あわせて、周辺地権者の合意形成や交通管理者、道路管理者との協議調整を終えた上で、本市において都市計画道路の都市計画案を作成するに至った次第でございます。

それでは、まず、議第295号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」の主な公共貢献要素についてご説明いたします。

初めに、高質な宿泊機能やにぎわいを創出する文化機能の導入でございます。国内外からの観光客の誘致や国際的なビジネス活動の促進に資する高質なホテルを整備します。また、本格的な音楽鑑賞を主としながら、多様な舞台演出・演目に対応できる円形のコンサートホールを整備するとともに、観客参加型のデジタルアートをはじめとする先端技術を取り入れた幅広い文化・芸術体験を提供するミュージアムを整備し、大阪における文化観光の促進、文化芸術の振興に寄与します。

次に、国際的なイノベーション拠点の形成でございます。イノベーション拠点の運営にあたっては、世界トップクラスの運営企業を誘致し、スタートアップが活動、交流するためのオフィススペースの整備やイノベーションを生み出すコミュニティ形成を促進する多様なプログラムの提供等により、国内外から人材、情報、投資を呼び込むことで大阪・関西の成長、発展に寄与します。また、文化機能や宿泊機能、イノベーション拠点の相互連携による相乗効果を発揮することで、各機能の連携や国際的なコンベンションやビジネス交流イベントの誘致など、大阪駅周辺に集う多様な人々の交流・活動を促進し、新たな知見や人的ネットワークの構築、ビジネス機会の創出を図ります。

次に、地下から地上のにぎわいを連続する立体結節空間を備える人中心の空間整備でございます。計画地は複数の駅から近く、多数の来街者が見込まれるため、地下及び地上の動線の拡充を図るとともに、地下と地上を接続することで呼び込んだ来街者の滞

留・交流や回遊促進を図ることとしています。

まず、地上の歩行者空間としまして、大阪駅から来訪者にとって正面となる敷地北側ににぎわいの創出に寄与する広場空間を設けます。この広場や壁面後退部分については、後ほどご説明いたします都市計画道路の変更に伴う歩道の拡幅・美装化と合わせて一体的に整備を行い、人優先の魅力的な歩行者空間を創出します。

また、ダイヤモンド地区の東西軸である北消防署横通線において、歩道の美装化や一部拡幅、既存のサンクンガーデン等のまちかど空間を修景整備し、まちなかに人々の多様なアクティビティを受け入れるみどりあふれる快適でゆとりある空間を創出し、地上のにぎわいの向上を図ります。

次に、地下2階から地上3階までを球状の吹き抜け空間としたシンボリックな立体結節空間の整備により、地下のにぎわいを地上まで立体的に連続させ、本地区に集う多様な来街者の滞留・交流や周辺エリアへの回遊を促進します。

また、計画地と西梅田駅を接続する延長約80メートルの地下連絡通路及び駅改札口を新設します。既に整備されている地下や地上の重層的なネットワークに加え、地下連絡通路の整備等により歩行者ネットワークを充実させ、周辺エリアと一体となって大阪駅周辺地域全体の活性化を図ります。

次に、防災・環境面への配慮でございます。壁面をはじめとする建物緑化や敷地内外における緑化、建築資材等における木材利用、高効率なエネルギー機器やビルエネルギー管理システム等の採用などにより、環境に配慮したまちづくりを行います。また、帰宅困難者の退避施設及び一時退避場所の確保に加えて、備蓄倉庫の設置や非常時用発電設備などによる電力確保等により物資や電力・通信環境の提供を行うなど、防災性、安全性の向上に寄与します。

最後に、エリアマネジメント活動としまして、既に参画している既存のエリアマネジメント組織での活動を継続することに加えて、事業者等において、まちかど空間など敷地内外で今回整備を行う空間を活用したマルシェの開催等によるにぎわいの創出、日常の維持管理や違法駐輪抑制等の啓発活動などにより、ダイヤモンド地区のさらなる魅力向上に取り組みます。

公共貢献要素のご説明は以上でございます。

それでは、今回の都市計画案の内容についてご説明いたします。

梅田一丁目中央地区の面積は約0.5ヘクタールです。容積率は、公共貢献要素を勘案

し2,000%といたします。容積率の最低限度は、土地の高度利用を図るため指定容積率と同じ1,000%とし、建ぺい率の最高限度は指定建ぺい率と同じ80%といたします。また、建築物の建築面積の最低限度は、敷地の細分化を抑制するため2,000平方メートルを最低限度として定めます。高さの最高限度は、壁面の位置に合わせて六つに区分しています。また、歩行者ネットワークでご説明した地下連絡通路をあわせて整備することとしております。

壁面の位置の制限は、沿道をはじめ周辺環境に配慮した建物計画となるよう設定します。高さ7メートルまでの低層部の壁面の位置の制限はオレンジで示す線、同様に15メートルまでの低層部は紫で示す線、60メートルまでの中層部は黄緑で示す線、95メートルまでの中層部は緑で示す線、145メートルまでの高層部はピンクで示す線、192メートルまでの高層部は青で示す線といたします。

事業完了後の外観イメージは、スクリーンに示しますように、大阪駅前のランドマークとして長年多くの方に親しまれてきた円筒形のシルエットを継承し、マルビルの面影を残すものとなっております。

都市再生特別地区の都市計画案の説明は以上でございます。

続きまして、議第296号「大阪都市計画道路の変更」についてご説明いたします。

本件は、大阪駅の南側に位置する3・1・64号大阪駅前線の変更でございまして、赤色で車線の数を示しております一部区間において車線の数を削減することにより、安全で快適なゆとりある歩行者空間を確保し、周辺エリアとの回遊促進や沿道と一体となったにぎわい空間の創出を図るものでございます。

本件のご説明にあたりまして、大阪駅前線支線第1号線のうち、今回の変更箇所を区間A、支線第2号線のうち、今回の変更箇所を区間Bといたします。

まず、車線の数の変更内容についてご説明いたします。

区間Aにつきましては、現計画の北向き2車線から北向き1車線へと変更しようとするものでございます。区間Bにつきましては、対面2車線から南向きの1車線へと変更しようとするものでございます。

次に、区間A、Bにおける断面構成についてご説明いたします。

区間Aにつきましては、断面図の左側が今回の開発地側、右側が対面を示しております。車道を約3メートル縮小し、今回の開発地側の歩道を約3メートル拡幅いたします。続いて区間Bにつきましては、断面図の右側が今回の開発地側、左側が対面を示し

ておりまして、車道を約2.6メートル縮小し、今回の開発地側の歩道を約2.6メートル拡幅いたします。

今回の都市計画の変更の内容でございますが、計画書に示すとおり、支線第1号線の一部区間における車線数の削減により車線の数の内訳が新たに加わりまして、1車線の延長が約120メートル、2車線の延長が約170メートルとなります。また、同様に支線第2号線では、1車線の延長が約140メートル、2車線の延長が約160メートルとなります。

最後に、都市計画手続きの経過をご説明いたします。

都市再生特別地区については大阪府において、道路については大阪市において手続きを行っており、両案件ともに令和6年2月28日から3月13日の期間に原案の縦覧及び公聴会の開催に係る公述申出書の受付を行いましたところ、申出書の提出はございませんでした。また、令和6年5月30日から6月13日まで案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

都市再生特別地区の変更につきましては、今後、大阪府において、8月2日に開催されます大阪府都市計画審議会に諮る予定とされております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明のありました議第295号及び296号の議題につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

特に審議会として意見を付すべきだと思われるご意見ありましたら、その旨もご発言いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議第295号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」につきまして、特にご意見がないようですので、本審議会としては意見なしということで回答したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 それでは、意見を付さないことといたします。

続きまして、議第296号議案につきまして表決を確認してまいりたいと思います。

議第296号「大阪都市計画道路の変更」につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、議第296号議案は原案どおり可決いたします。

続きまして、議第297号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更」の審議に移ってまいります。

本議案も、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約に基づき、大阪市長が大阪府知事への意見を回答するにあたり、あらかじめ本審議会の意見を聞くものであります。

内容につきまして、幹事から説明を願います。

○幹事（荒木） それでは、議第297号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更」についてご説明いたします。

書類番号8の議案書の内容について、前のスクリーンでご説明いたします。

Osaka Metro中央線の大阪港駅から長田駅までを大阪都市計画の都市高速鉄道第4号線として定め、線路部分の位置、区域、構造や主要施設として、大阪港駅ほか12駅や「森之宮車庫及び工場」などの名称と位置を定めています。

今回ご審議いただく都市計画の内容は、主要施設に（仮称）森之宮新駅を追加するとともに、線路延長の変更や線路の構造を定めるものです。

今回の変更案は、大阪城東部地区で進められているまちづくりに関連することから、案の説明に先立ち、これまでのまちづくりの経過をご説明いたします。

本地区については、2020年1月に大阪府市及び公立大学法人大阪が新大学基本構想を策定し、大阪公立大学森之宮キャンパスの整備を決定したことを受け、大学を先導役としたまちづくりを進めることとして、2020年9月に、まちづくりのコンセプトや土地利用計画の具体化のため「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」が策定されました。

その後、2022年12月に、Osaka Metroより森之宮に新駅を整備する構想が公表されました。また、「大阪のまちづくりグランドデザイン」では、大阪城東部地区を観光・学術・交流機能等が集積する拠点とし、新駅を活用して大阪城東部地区の交通アクセスを向上させることが掲げられています。

さらに、2024年2月の第6回大阪城東部地区まちづくり検討会において、新駅を活かしたまちづくりとして1.5期開発の内容について案が取りまとめられ、同年5月に「1.5期開発の開発方針」が策定されました。

今回の変更箇所が位置する大阪城・周辺エリアについては、2022年策定の「大阪のまちづくりグランドデザイン」において、大阪公立大学を先導役としたまちづくりを推進し、観光、文化、学術、産業の融合エリアをめざすこととされており、中でも大阪城東

部地区は、東西軸上及び阪奈都市軸上に位置する拠点として、その重要性が高まっています。

「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」では、「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」をコンセプトとしており、エリア全体を四つのゾーンに分けています。①のイノベーション・コアゾーンについては、1期開発として森之宮キャンパスが開設されます。そのほか、②の親水空間、立体活用ゾーン、③の多世代居住複合ゾーン、④の拡張検討ゾーンを位置づけています。また、1.5期開発として、2024年5月に公表された「1.5期開発の開発方針」において、民間活力導入による、大阪公立大学の1.5期キャンパスの設置や、その西側にアリーナ・ホールといった大規模集客・交流空間、そして新駅の駅前空間などを整備することとしています。

現在、本地区の東側では、大阪公立大学森之宮1期キャンパスが2025年秋の開設に向けて建設中でございます。さらに今後、「1.5期開発の開発方針」に基づき、地権者であるOsaka Metroと公立大学法人大阪により開発事業者の公募が実施される予定です。それによって1.5期キャンパスが設置され、学生、教職員合わせて約6,000人規模の大学となり、また、Osaka Metro開発用地などの大規模用地において、大規模集客・交流施設として1万人以上を収容できるアリーナ・ホールが設置される予定であり、交通需要の増加が見込まれます。さらに、本地区は2期開発など将来において開発が一層進むため、本地区への交通需要のさらなる増加が予想されます。

このような今後のまちづくりを踏まえ、新駅を設置することによって本地区への鉄道アクセスを強化し、周辺地域の交通利便性の向上とより一層の活性化を図ります。

鉄道の計画としては、地上・単線ホームの新駅を現在の森之宮車庫及び工場内に設置し、既存の森ノ宮駅から新駅までの間を単線の線路で接続するもので、既存の引込線を営業線化して使用することとしています。なお、整備主体及び営業主体はOsaka Metroでございます。

都市計画としては、右の図でお示ししているように、既存の森ノ宮駅から（仮称）森之宮新駅までの営業線約1,120メートルを追加いたします。追加する区間は、地下式410メートル、地表式710メートルです。これに伴い、都市高速鉄道第4号線の総延長を1万5,990メートルから1万7,110メートルに変更し、新駅の北端に新たに終点位置を追加します。また、主要施設として（仮称）森之宮新駅、約3,500平方メートルを追加します。

都市計画変更案につきましては、計画書にお示しするとおり、第4号線の延長を変更し、追加する区間について地下式、地表式の内訳を定めます。また、終点位置として大阪市城東区森之宮一丁目を追加し、主要施設として（仮称）森之宮新駅を大阪市城東区森之宮一丁目に追加するものです。

最後に、都市計画手続きの経過についてご説明いたします。

大阪府において、都市計画の案の作成にあたり令和6年2月20日に地元説明会を行い、令和6年2月22日から2週間、公聴会の開催に係る公述申出書の受付を行いました。公述の申出はございませんでした。また、令和6年5月30日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

今後、大阪府において、8月2日に開催されます大阪府都市計画審議会に諮る予定とされております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明のありました議第297号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議第297号「大阪都市計画都市高速鉄道の変更」につきましては、特にご意見がないようですので、本審議会としては意見なしという回答をしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋爪会長 ありがとうございます。それでは、意見を付さないことといたします。

続きまして、議第298号「大阪都市計画公園の変更」の審議に移ってまいります。

内容につきまして、幹事から説明を願います。

○幹事（荒木） それでは、議第298号「大阪都市計画公園の変更」についてご説明申し上げます。

書類番号9の議案書の内容について、前のスクリーンでご説明いたします。

日本橋公園は、浪速区日本橋一丁目に位置する街区公園であり、主に地域住民の方に利用されています。日本橋公園の西側には従前、日本橋小学校及び同附属幼稚園がございましたが、平成29年に廃校・廃園となり、現在は建物だけが存置されております。

本案件は、公園の機能及び施設配置を検討した結果、本案のとおり整形化するとともに、広場の整備により園内回遊性や防災機能の向上を図るため、街区公園2・2・264号日本橋公園の区域を変更しようとするものでございます。

議案書7ページにお示しする説明図について、前のスクリーンでご説明いたします。

緑色で囲われている区域が変更後の日本橋公園をお示ししており、赤く着色している区域が今回都市計画公園に追加する区域で、黄色く着色している区域が削除する区域です。

追加する区域につきましては、公園機能の向上を図るため、新たに広場を整備します。当該広場は、園路機能も有しており、幼児用遊具エリアと児童用遊具エリアの間をつなぐことで園内の回遊性の向上にも資するものであります。また、園路機能を有する広場として必要な幅である15メートルを最低限確保するとともに、2メートル以上の植栽帯を配置するよう区域を設定するものでございます。

削除する区域につきましては、隣接する既存建物の位置を踏まえ、通行に必要な幅である6メートルを確保した区域に変更するものでございます。これにより、現行の都市計画決定の公園面積である約0.50ヘクタールを維持したまま、公園区域の整形化を図るものです。

また、日本橋公園は浪速区の一部避難所に指定されており、災害時には今回新たに追加する広場空間にも避難できるようになることから、防災機能の向上が図られます。

最後に、都市計画公園の変更につきまして、都市計画手続きの経過をご説明いたします。

大阪市において、令和6年2月28日から3月13日の期間に原案の縦覧を行いました。公述申出書の提出はございませんでした。また、令和6年5月30日から6月13日にかけて案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○橋爪会長 ただ今の意見に関しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議第298号議案につきまして表決を確認してまいりたいと思います。

議第298号「大阪都市計画公園の変更」につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、議第298号議案は原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせてます。
それでは、これで本日の審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時45分

大阪市都市計画審議会委員 田 村 匡

大阪市都市計画審議会委員 高 山 美 佳